◆納税方法

給与・公的年金等に係る所得以外（令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市県民税の納税方法

☐ 給与から差引き（特別徴収）　☐ 自分で納付（普通徴収）

◎別居（国内）の扶養親族等に関する事項

1	カナ 氏名	
	住所	
2	カナ 氏名	
	住所	

◎別居（国外）の扶養親族等に関する事項

1	カナ 氏名	
	☐配偶者　☐30歳未満又は70歳以上 ☐留学　☐障害者　☐38万円以上の支払	
2	カナ 氏名	
	☐配偶者　☐30歳未満又は70歳以上 ☐留学　☐障害者　☐38万円以上の支払	

◆総合課税の譲渡・一時所得・分離短期譲渡所得・分離長期譲渡所得・株式等に係る所得・山林所得・退職所得のある人は、下の表に記載してください。

		Ⓐ 収入金額	Ⓑ 必要経費	Ⓒ差引(Ⓐ−Ⓑ)	Ⓓ 特別控除額	所得金額(Ⓒ−Ⓓ)		⑧
総合課税の譲渡	短期	円	円	円	円	a 円		⑧
	長期	円	円	円	円	b 円		
一時		円	円	円	円	c 円		

		Ⓐ 収入金額	Ⓑ 必要経費	Ⓒ差引(Ⓐ−Ⓑ)	Ⓓ 特別控除額	所得金額(Ⓒ−Ⓓ)
分離課税	短期（　）	円	円	円	円	円
	長期（　）	円	円	円	円	円
	株式等の譲渡等 未公開分	円	円	円	円 64	円
	株式等の譲渡等 上場分	円	円	円	円 65	円
	上場株式等の配当	円	円	円	円 66	円
	先物取引	円	円	円	67	円

	Ⓐ 収入金額	Ⓑ 必要経費	Ⓒ 特別控除額	Ⓓ青色申告特別控除額	所得金額(Ⓐ−Ⓑ−Ⓒ−Ⓓ)
山林所得	円	円	円	円 68	円

	Ⓐ収入金額	勤続年数	普通・障害の別	Ⓑ退職所得控除額	Ⓒ 差引（Ⓐ−Ⓑ）	所得金額(Ⓒ×½)
退職所得	円	年　月間	普通・障害	円	円 69	円

上場株式等の配当所得に関する事項	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
		年　月	円	円
		年　月	円	円

寄附金控除			条例指定分		
	都道府県、市区町村分	円		都道府県	円
	住所地の共同募金会、日赤支部分	円		市区町村	円

「都道府県、市区町村分」、「住所地の共同募金会、日赤支部分」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。「条例指定分」の「都道府県」、「市区町村」の各欄には、住所地の都道府県、市区町村の条例で指定された寄附金について、それぞれ合計寄附金額を記入してください。

◎所得のない方――該当する理由に○印をつけ、記入してください。

（住所）　（氏名）　（申告者からみた続柄）

1．次の者に扶養されていた。……世帯主／

※扶養していたのが世帯主の場合は世帯主に○印を、それ以外の場合は扶養していた人の住所・氏名・続柄を記入してください。

2．病気療養中であった。……（期間）　～

3．失業中であった。……（期間）　～　（失業雇用保険）　円

4．非課税所得を受給していた。…該当に○印→遺族年金・障害年金・傷病年金・その他（　）　円

5．貯蓄で生活していた。

6．その他（理由）

※平成26年1月から、事業・不動産所得等を生すべき業務を行う全ての方が、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

源泉徴収票・国民年金保険料・生命保険料の支払証明書などの左端をここにホッチキスでとめてください。（表には、はらないでください。）

◎日雇の人の記載欄（日給などの給与所得、雑所得がある人で、源泉徴収票のない人）

	収入	経費	所得（収入−経費）
(例)	10,000円×25日 250,000円	往復運賃 5,000円 ガソリン代 20,000円 計 25,000円	225,000円 (250,000円−25,000円)
1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
計			

◎事業・不動産所得に関する事項

科目		金額
Ⓐ 売上（収入）金額		円
必要経費	売上原価(仕入金額)	円
	租税公課(事業税・自動車税・固定資産税など)	円
	水道光熱費(水道代・ガス代・電気代)	円
	旅費通信費(電話代・交通費)	円
	広告宣伝費(広告用マッチ等の費用)	円
	修繕費(店舗・車両等の修繕費)	円
	減価償却費(車両・店舗の償却費)	円
	給料・賃金(従業員の給料・賞与・賃金)	円
	借入金利子(借入資金の利子)	円
	地代・家賃(営業部分のみ)	円
	消耗品費・その他の経費	円
	Ⓑ（必要経費）の計	円
Ⓒ 差引所得（Ⓐ−Ⓑ）		円
Ⓓ 専従者控除額		円
Ⓔ 所得金額（Ⓒ−Ⓓ）		円

◎事業専従者に関する事項

	氏名	続柄	生年月日	個人番号	従事月数	専従者給与(控除)額
事業専従者			年　月　日			円
			年　月　日			円

◎事業税に関する事項

この申告書を提出された方は、事業税の申告書を提出する必要はありません。

非課税所得など		損益通算の特例適用前の不動産所得	事業用資産の譲渡損失など		前年中の開(廃)業		他都道府県の事務所等
番号	所得金額　円	円	資産の種類	損失額、被災損失額(㊐)	開始・廃止	月　日	有・無

（切り取らないでください）

◎生命保険料控除を求める算式（表面の生命保険料控除欄のあ～おを当てはめてください。）※算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

【Ⅰ】平成24年1月1日以後に締結した保険契約分（新）

一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除

支払保険料の金額	生命保険料控除額
12,000円以下	支払保険料の金額
12,000円超　32,000円以下	支払保険料の金額 ×1/2+6,000円
32,000円超　56,000円以下	支払保険料の金額 ×1/4+14,000円
56,000円超	28,000円

【Ⅱ】平成23年12月31日以前に締結した保険契約分（旧）

一般生命保険料控除および個人年金保険料控除

支払保険料の金額	生命保険料控除額
15,000円以下	支払保険料の金額
15,000円超　40,000円以下	支払保険料の金額 ×1/2+7,500円
40,000円超　70,000円以下	支払保険料の金額 ×1/4+17,500円
70,000円超	35,000円

一般の生命保険料

あの金額を計算式Ⅰに当てはめた結果の金額	か（最高28,000円）
いの金額を計算式Ⅱに当てはめた結果の金額	き（最高35,000円）
か＋き	く（最高28,000円）
Ⓐ（きとくのいずれか大きい金額）	

個人年金保険料

うの金額を計算式Ⅰに当てはめた結果の金額	け（最高28,000円）
えの金額を計算式Ⅱに当てはめた結果の金額	こ（最高35,000円）
け＋こ	さ（最高28,000円）
Ⓑ（ことさのいずれか大きい金額）	

介護医療保険料

おの金額を計算式Ⅰに当てはめた結果の金額	Ⓒ（最高28,000円）

生命保険料控除額	Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ（最高70,000円）